

総務委員会会議録

日時 平成24年3月8日(木) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後4時01分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 河西 敏郎
副委員長 齋藤 公夫
委員 中村 正則 高野 剛 渡辺 英機 浅川 力三
森屋 宏 大柴 邦彦 樋口 雄一 久保田 松幸

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

総務部長 田中 聖也 会計管理者 笹本 英一
人事委員会委員長 小澤 義彦 代表監査委員 輿水 修策
選挙管理委員会委員長 戸栗 敏
総務部防災危機管理監 安藤 輝雄 総務部理事 小幡 尚弘
総務部次長 田中 宏 総務部次長(人事課長事務取扱) 原間 敏彦
職員厚生課長 田中 久善 財政課長 尾崎 祐子
税務課長 上小澤 始 管財課長 佐藤 佳臣 私学文書課長 大堀 道也
市町村課長 伊藤 好彦 消防防災課長 宮原 健一
出納局次長(会計課長事務取扱) 吉田 泉 管理課長 古屋 金正
工事検査課長 風間 達夫
人事委員会事務局長 藤原 一治 人事委員会事務局次長 丹澤 保幸
監査委員事務局長 広瀬 猛 監査委員事務局次長 飯島 幸夫
議会事務局次長 久保田 克己 議会事務局総務課長 鈴木 茂久

議題 (付託案件)

- 第 2号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件
- 第 5号 山梨県情報公開条例及び山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例中改正の件
- 第 7号 山梨県職員定数条例中改正の件
- 第 8号 山梨県職員給与条例及び山梨県警察職員給与条例中改正の件
- 第 9号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中改正の件
- 第10号 山梨県手数料条例中改正の件
- 第13号 山梨県県税条例中改正の件
- 第43号 全国自治宝くじ事務協議会規約中変更の件

請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1
請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の1及び2

- 請願第23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めることについて
- 請願第23-15号 浜岡原子力発電所を永久停止（廃炉）にすることを求めることについて
- 請願第23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて

(調査依頼案件)

- 第27号 平成24年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用
- 第33号 平成24年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
- 第34号 平成24年度山梨県県税証紙特別会計予算
- 第35号 平成24年度山梨県集中管理特別会計予算
- 第39号 平成24年度山梨県公債管理特別会計予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、原案に賛成すべきものと決定した。
また、請願第23-3号、請願第23-13号、請願第23-14号、請願第23-15号及び請願第23-16号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時05分から午後4時01分まで（その間午前11時39分から午後1時32分及び午後3時03分から午後3時27分まで休憩をはさんだ）総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員会事務局・議会事務局関係

※第27号 平成24年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用

質疑

(退職手当について)

渡辺委員 幾つか伺いたいと思います。ページからいきますと8ページ、退職手当ということがありますが、ここを簡単に教えてもらえないんですけれども、137名分というお話がありました。これはこのほかにも個人で積立金とかしているんですか。全額をここで払っているのかな、その辺の配分というか、振り分けというか、ちょっと教えてもらいたい。

原間総務部次長 委員御質問にございました個人的な積み立てというのは特段ございませんので、これがいわゆる公費として支出している分でございます。

渡辺委員 普通、会社とかいろんなところの退職金というのは積立金とかしていくん

だけれども、公務員の場合はしてないということでもいいですか。

原間総務部次長 個々人の資産運用の中でということはあるかもしれませんが、公ということでは今やっております。

(自動車税コンビニ収納委託事業費について)

渡辺委員 わかりました。ありがとうございます。

続いて、20ページの上の段、自動車税コンビニ収納委託事業費等という7,960万円ということですが、これは相当な金額のような気もするんですが、徴収にかかるいろんな経費があるかと思いますが、ここへ払う金というのはその経費の中で何%ぐらいを占めているのかな、この払うお金というのは。何かそういう資料があったら教えてもらいたい。

上小澤税務課長 通常、徴収に対して5%程度かかっております。

渡辺委員 わかんないからちょっと聞いているんだけど、コンビニのこういう事業を始めたのはいつごろからだったのですか。

上小澤税務課長 コンビニ収納については平成17年度から行っています。

渡辺委員 それまでは、県税の事務所かで全部徴収していたということですか。

上小澤税務課長 銀行の窓口が中心でございます。

渡辺委員 わかりました。ここで徴収することによって経費は少しぐらい減ってるのかな、その辺がちょっと気になってきたんですけど、どうですか。

上小澤税務課長 自動車税のコンビニ収納にかかる経費というのは1件当たり57円ということになっておりまして、銀行よりも割高になってございますが、利用者に対しては利便性が向上すると考えております。

渡辺委員 わかりました。そういうのは安いのかなという思いで聞いたんですけど、ちょっと割高になっているということですが、今後の方向性としては自動車コンビニの収納というのはふえるような傾向にありますか。

上小澤税務課長 例年コンビニ収納の率は伸びておりまして、今後もまた伸びていくと考えております。

(高等学校等就学支援金交付事業について)

渡辺委員 わかりました。多分、納めやすいということがあるんでしょうね。

次に33ページです。私学文書課ですね、高等学校の就学支援金交付事業ということで10億何がし載っていますけれども、先ほど授業料に当たる部分をここで補償、出してるというお話でしたが、これを出すことによって公立高校との格差がかなり是正されているのかな、その辺がちょっと心配なんです伺いたいと思いますけれども。

大堀私学文書課長 もちろん御案内のとおりですね、公立高校の方は授業料不徴収という格好に対して、私立高校のそれに相当する授業料を無料にするという格好になっ

てございまして、その辺においては対等になっていると思います。

(私立学校耐震診断実施事業費について)

渡辺委員

私学であろうが公立であろうが、山梨の未来を担う子ども、それこそかわりはないですからできるだけことはしていただきたいと思います。

その下にあるマル新の私立学校耐震診断実施事業費とありますけれども、これはマル新ということで初めてここで私学の耐震診断をやるということですか。

大堀私学文書課長

委員御指摘のとおりでございまして、今までは基本的にこういった仕組みに対しまして、国の文科省等のスキームの中で行政の方はしておるところでございすけれども、今般、3.11というようなことがございまして県としても実施をするという中で、まず耐震診断について実施するというところでございす。

渡辺委員

この耐震ということに対して物すごい神経を使ってきた経緯もあるわけですが、私学の耐震化率というか、そんなことは承知していますか。

大堀私学文書課長

現在ですね、耐震化率ということにつきましては、これは例の神戸大震災以前で耐震化ができたように思いますけれども、73.2%は耐震化できているという状況でございす。

渡辺委員

それは公立とくらべてどうなんですか。

大堀私学文書課長

公立の方は耐震化は進んでおりまして92.9%という状況でございす。

渡辺委員

100%が一番望ましいわけですが、それに近づくための努力ですね、これをぜひ応援してあげて、応援という言い方がいいのかどうかわかりませんが、頑張ってもらいたいと思います。

渡辺委員

(防災安全センター費について)

次にですね、41ページ、これで最後にしたいと思いますが、防災安全センター費というのが1,314万3,000円計上されておりますけれども、これについてちょっと詳しく説明してくれますか。

宮原消防防災課長

防災安全センター自身は消防学校に隣接しており、消防の啓発あるいは教育をする施設でございまして、現在、財団法人山梨県消防協会に委託しているところでございす。それに要する経費でございす。

渡辺委員

今、消防協会に委託ということですが、業務の中身ね、この使い道とか、そんなことわかりますか。

宮原消防防災課長

経費の内訳でございすますが、防災安全センターの運営、施設の維持管理に係る経費が1,261万7,000円でございす。それが県から消防協会へ委託している経費でございまして、その中の施設の中で地震体験コーナーにあります施設の維持・点検や緊急地震速報サーバーの利用料とかの経費を合わせまして1,314万3,000円となっております。

渡辺委員

いろいろ維持管理というお話もいただきましたけれども、所管で聞こうかなと思っているんですが、ここで消防協会というお話も出てきましたのでしたいと思いますけれども、今議会の最初の代表質問で武川議員が消防協会の例の不正について伺いました。そのときに、知事の答えの中に、答弁書がないので全文を覚えていないんですけれども、2,000万円というような金額について国から云々というお話がございました。この2,000万円と言われた知事の金額の中身は、どういうことなのか教えてもらいたいですけれども。

田中総務部長

今回の県の消防協会におきます損害額につきましては、3つのものがございます。1つは市町村に対して払うべき事務費を払っていなかった分、それから、共済加入者であります消防団員等の個人に対して払うべき給付金を払ってなかった分、それから、日本消防協会に対して払うべき掛金を払ってなかった分等でありまして、合わせてこれが1億300万円余であります。既に御報告申し上げているとおりでありまして、これを県の消防協会といたしましては責任ある関係者に対し損害賠償請求を行いながら、損害額全体をしっかりとこれからお支払いをしていくという方針であるわけでございます。そういう観点から当面はですね、債権保全ということもございまして、会計担当職員を被告として既に訴訟には着手をしているところでございます。

さらに特にこの損害の中でも共済加入者、消防団員に対する支払いについては、これは特に急ぐ必要があるだろうと考えていまして、知事から日本消防協会に対して2,000万円の貸しつけのお願いをしたところでございますが、昨日、日本消防協会から資金の借入れを得ることができました。これを受けまして早速、本日、その消防団員などの共済加入者に対する支払いを行うために、関係市町村に対して給付金未払分の支払いを全額行ったところでございます。

渡辺委員

総務部長から答えていただきましたけれども、要するに2,000万円というものは個人に対する支払金額ということでしたが、それはさかのぼって考えればかなり前から払ってなかったんでしょうね。何でそれがわからなかったのかな、それが気になりますけれども、その経緯はわかりますか。

宮原消防防災課長

今回のこの問題につきましては、会計事務を総点検する中で出てきた問題でございまして、最初、県協会から日本消防協会へ掛ける保険の掛金ですね、これが納まっていなかったということが昨年末に発覚いたしました。その後、関連するものをいろいろ調べていった結果、日本消防協会から県の消防協会を経由して個人へ行く給付金の不正の経理が行われていたということがわかりました。これにつきましては責任があった担当の経理職員の供述、あるいは、歴代の事務局長・次長からの供述を得ておりますけれども、会計担当職員につきましては、今年度につきましては個人的に勝手に引き出したことは認めております。そして、会計担当職員の供述で歴代の局長・次長の中でも関与していた方もいるというような供述は得ておりますけれども、一方で歴代の局長・次長は管理・監督していなかった。そもそもこの問題について知らなかったというような供述を繰り返しているところでございます。

それで、今回のこの個人へ行かなかった2,000万円につきましては、日本消防協会とのやりとり、あるいは市町村とのやりとりの中で、平成13年度から今年度まで全個人に行っていなかった金額が2,000万円程度であるということが判明いたしました。ということで、先ほど部長が申しまし

たように、当面、迅速に対応するべきということで、日本消防協会の貸しつけを受けまして、本日、一緒に給付・送付したということでございます。

渡辺委員

お話を聞けば何とっていいのかね、平成13年から11年前にさかのぼるわけですが、特に個人に対して支払わなかったということについては、何と申し開きしていいの言葉もないわけですが、ただお金を返せばいいという問題ではないので、県の誠意としてどういう対応していくのか、総務部長、これはお願いしたいと思います。

田中総務部長

まずはこういう事態が起こったことにつきましては、これは協会を監督する立場にある県といたしまして、これは大変遺憾なことございましておわびを申し上げたいということでございます。県といたしましてはこういった事態に対しまして、協会において損害額全体をしかるべき方々にしっかりお払いしていただけるように、最大限の協力をしていきたいということでございまして、そのために日本消防協会からの借り入れについて知事からもそのお願いを申し上げさせていただきまして、借り入れを実際に受けたところでございますが、これに限らず県の消防協会の立て直し、抜本的な出直しのために協会では現在人事の刷新でございますとか、会計基準の遵守でございますとか、外部チェックの導入といった抜本的な改善策を講じていく予定であるという報告を受けておまして、こういった業務のあり方に見直しに最大限協力していくほかに、さらにこれは異例のことでございますが、所管課でございます消防防災課が、当面、現金出納につきましては直接確認をするということをやしまして、県の協会の見直しのために全力を県としてもしていくことによって、関係者の方々に対する責任を適切に果たしていきたいと思っております。

渡辺委員

起こった経緯、それから、迷惑かけたこと、この間の山梨県消防協会の総会をした後、その中で知事も陳謝をされている。こうしたことを考えたときに、県にすべての責任があるかどうかということについてはわかりませんが、信頼を傷つけた、このことに対しては何度も私もいろいろなところへ行っておしかりをいただいているのが現実なんですね。昨日も富士吉田で経営者の皆さんとお話しする機会があつて、真っ先に出てきたのは消防協会の話ではなくて高度化資金の話でしたけれども、責任がとれないという体質、「あなたは県会議員としてどうするんだ」なんてね、私も非常に本当にもう冷や汗が出ましたが、そういう意味ではやっぱりけじめというものをつけなければならぬだろうなという思いもありますよね。それで、この話のもとへ戻しまして消防協会ということに関しては、今、大事なことは起きたことに対して誠意を持ってできるだけ対応はしていく。それから、もう一つは再発防止取り組むことですよね。今、組織を変えていくというようなお話もございましたけれども、知事が会長をやり、あと消防防災課長が専務理事という立場で、しかもそこにいる局長・事務局長は県のOBが行っている中でね、どう考えても責任は免れない部分があるかなと思っておりますが、その県民に対して理解を得られるような責任のとり方、最後、そこをね、総務部長、伺いたいと思っておりますよ。お願いします。

田中総務部長

まずは繰り返しになりますが、協会を監督している県の立場といたしまして、関係者の方々にはおわびを申し上げたいということでございます。それで、今後の対応としては、まずは責任ある関係者の刑事告訴に向け、現在、

警察と協議中でございます。まだちょっと受理はしていただいておりますが、協議中でございます。また、繰り返しになりますが、責任ある関係者に対してはしるべき損害賠償請求はしっかりしていきたいということございまして、民事・刑事含めまして責任はしっかり追求していきたいと思っております。また、先ほど御答弁申し上げましたとおり、本来支払うべき方々に対してはしっかりお支払いしていくということが1つ。もう一つは県の協会の立て直し、県の協会というのは県内の消防職員、県内の消防団員が1万5,000人おりますが、この方々を会員とする県内唯一無二の組織でございますので、これはしっかり立て直すために県としても最大限協力を行っていきたくと考えております。

(消防振興費について)

渡辺委員

全力をかけての償いというかね、立て直しをお願いしたいと思います。

次に43ページ、消防振興費の中に消防活動の普及・啓発及び救急振興ということで2,120万4,000円が載っておりますけれども、これについて詳しく説明をお願いしたいと思います。

宮原消防防災課長

消防活動の普及啓発の振興費につきましては、ことしの3月3日に実施しました消防記念日式典に要する経費、その際に知事定例表彰もいたしますが、その経費が80万3,000円です。そして、火災予防行政費としまして消防防災統計事務の委託料を消防科学総合センターへ委託している経費が13万3,000円、そして、一番大きなものが消防団員資質向上費補助金ということで、消防協会等を通して行う研修会等に要する費用として680万円、そして、救急関係の振興財団への負担金が610万円というものが主な内容となっております。

渡辺委員

ここになかったんですけど、財団の負担金ということがありましたが、ちょっとこれをもう少し詳しく教えてください。

宮原消防防災課長

救急振興財団の負担金610万円につきましては、救急救命士の研修とか、資格等をとるためにそこへ研修に行きますので、それに関する経費でございます。

渡辺委員

先ほどから一連の流れが来ていますけれども、特に防災関係も含めて消防団の活動というのは大変大事な、我が県の県民の命や財産を守るという特別な使命を持っているということもありますよね。そうした中で、いろいろこうして航空隊とかしてくれておりますけれども、これからは全く腹を据えた闘いもしていなければならぬだろうし、特に消防団一人一人のことを考えていくと、あの東日本大震災でも多くの方が亡くなっていった。命をかけて県民を守ろうとしている消防団員に対して県もやっぱりそうした対応をしていかなければ、国を守ること、県を守ることにはならないだろうという思いがありますから、こうした1つ1つのですね、所管のようになりましたけれども、取り組みを大変だけど、消防課長、しっかり頑張ってもらいたい。最後に決意を聞いて終わります。

宮原消防防災課長

3.11、大きな震災でございまして、今年度本県の防災の基本となります防災計画、あるいはそれを実行していくための県庁としてのやるべきことを決めました第2次やまなし防災アクションプランがございます。そして、

今回、来年度実施する防災に関する経費いろいろ予算計上しておりますので、来年度着実に1つ1つ実効あるものにしていくために、着実に予算に盛り込まれた事業、あるいはそのほかの事業等も一緒に頑張って実施していきたいと思っております。

齋藤副委員長 先に今のちょっと消防の使い込みの関係で、1億円余の不正流用があったということですが、今、部長の答弁の中で訴訟をしているということですが、当然、その1億円余の穴埋めを何とかして、訴訟の中で取り戻さなければならぬということが基本なんです、ただ、どれだけそれが取り戻せるか、これは訴訟してみなければわからない。しかし2,000万円の一時借入金知事の名前で消防協会が借りたものであります、万が一の場合ですね、借りた金の返済はどうするのかということをお先にちょっと聞きたい。

宮原消防防災課長 2,000万円の借り入れにつきましては借り入れでございますので、当然、県の協会が日本消防協会に返済するというところでございます。それで、まずは責任ある関係者に対して、損害額について民事訴訟を起こしまして、その弁済の資金に充てるというのが第1でございますので、まずはそれをやるということでございます。

齋藤副委員長 そうすると、消防協会にある金で弁済していくということなんですか。消防協会にそれなりの金があるということですか。

宮原消防防災課長 現在、消防協会の基本財産というのは650万円ございますが、営利事業や収益事業等を行っておりませんので、その2,000万円に充てる返済金というのは現在はないわけでございますので、まずは責任ある関係者から賠償を求めていくということでございます。

齋藤副委員長 賠償を求めていくけれども、もしその賠償が取れなかった場合、じゃ、どうするのかということなんです。それを聞きたいんです。

宮原消防防災課長 取れなかった場合どうするかということですが、まずは民事訴訟を起こして取り返すというのをやっていきたいと思っております。その中で返済に充てる資金を確保していくのが第1だと思いますので、取れなかった場合につきましては、またその時点で借入先の日本消防協会等と協議をいたしまして、対応を考えていかざるを得ないのかなと思っております。

齋藤副委員長 私が言うのはもし例えば取れなかった場合、知事が2,000万円借りているんだから、じゃ、また県の公費で負担しなければならないのかということなんです。そうなった場合、今度は県の責任がそこで問われるわけなんです。その辺はどうですか。

宮原消防防災課長 現時点で県費の導入というものは当然考えておりませんので、それは知事が会長になっておりますけれども、1つの独立した財団でございますので、それは財団で対応していくということだと思っております。

齋藤副委員長 そうすると、県は一銭も出さなくてやるという決意ですか。その辺をはっきりしておいてもらいたい。

宮原消防防災課長 県費を導入するという事はございません。

齋藤副委員長 そういうことですね、わかりました。じゃ、いずれにしても県のいろんなそういう不祥事があるからですね、そのたびにやっぱり県がまた負担していくということになると、これは大変なことになりますから、一応、そのために確認したということなんです。

(交付税について)

齋藤副委員長 次に、総の1ページの関係ですが、交付税が23年度と結局同額だということではありますが、国の方では交付税の伸びがあるわけですね。国とすれば全体の交付税の額が伸びているわけですから、その辺との関係はどうなんですか。交付税が少なくて済むのであれば、それでももちろん結構なことなんです、その辺をちょっと聞かせてください。

尾崎財政課長 交付税について御質問でございますが、国の方の計画で地財計画と、地方全体の財政計画を定めたものがございまして、その規模というのが減っております。23年度と比べますと0.8%の減となっております。本県の場合は交付税が、23年度と24年度はほぼ同額という見込みでございます。実質交付税と言っておりますけれども、内訳はキャッシュで来ます地方交付税と、それから、キャッシュで国の方から足りない分を借金して地方が確保をいたします臨時財政対策債、この2つを合わせて実質交付税と呼んでおりますが、この2つは23年度と24年度で比較しても同額ということでございます。ただ、先ほど御説明いたしました地方交付税のキャッシュの部分が本県の場合にはふえておまして、臨時財政対策債という借金の部分というのが減っております。これは国の方で財政支出に関して低い小さい団体に配慮するという形で、山梨県の場合にはそれが当てはまりまして臨時財政対策債が減って、キャッシュの方の地方交付税がふえているという現状でございます。

齋藤副委員長 臨財債は当然国が補てんしてくれるものですから借金してももちろん問題ないわけなんです、先ほどの説明の中で臨財債は山梨が減ったと、それだけやっぱり県である程度、国は山梨県は大丈夫だろうという見方でやってくれたんだろうと思いますので、それはそれで結構だと思っております。

(旧運転免許センターについて)

齋藤副委員長 次に総の26で実は管財課の関係で旧免許センターの解体・整備の予算が盛っておりますが、私も昨年の暮れに一般質問した関係がありますから、その辺の整理・整備のどういう形でどうするのかちょっと教えてもらえればと思いますが。

佐藤管財課長 旧運転免許センターにつきましては、先の11月の理事会等々の御答弁もさせていただきましたが、県道を挟みます反対側に市道の計画というのがございます。今、市との協議で24年度にその具体的な建設工事に着手すると聞いております。あわせて一部免許センターの敷地の建物がかかりますので、その部分の解体というのは市が24年度で行います。あわせて残存する敷地、約2万平米ほどの敷地がありますが、建物は移動いたしますが、その解体の経費、あるいは、運転講習のコースというんでしょうか、それらの施設の解体及び整備ということで、先ほど御説明をさせていただき

ましたけれども、一般財産管理費の中に約1億円ほどの経費を計上いたしまして、24年度、事業に着手し、24年度中には造成というんでしょうか、粗造成というんでしょうか、跡地利用ができるような状態にしていきたいと計画しております。

齋藤副委員長

その解体ですが、真ん中にある建物も解体していただけるということでのいわけですか。それから、旧コースのコンクリートとかいろんなものがあそこにあります。全部整理してあとの使い道、あと造成を、何ていうのか、そのままでも使えるようなやっぱり表土まできちんとしておいてもらいたいわけですが、その辺はいかがですか。

佐藤管財課長

委員の方から2点ございました。1点は敷地の真ん中に残ります昔で言います安全運転学校の建物が市道とは別に残る建物になりますが、それは先ほど御説明しましたように県の方で解体をいたします。あわせていわゆる運転コースというところにつきましても、表土をはいだり、コンクリートを除去したりだとか、あるいはいろんな設備・障害物がございましてけれども、それらを撤去の上、造成というんでしょうか、いわゆる整地をするという形で事業を進めたいと思っておりますので、委員が御懸念されているように、跡地が使えないような変な形で整地が行われるようにはならないように、十分配慮してまいりたいと考えております。

齋藤副委員長

旧免許センターに山があるんですね。あの山も結局もう平らにしてしまうという考え方でよろしいでしょうか。

佐藤管財課長

コースに山というんでしょうか、あるいは、松の、済みません、ちょっと樹木までは正確ではないんですが、植栽があったりとかするんですが、少なくとも障害となるものについてはすべて除去しようと考えております。もうちょっと詳細な調査が必要なのもかもしれませんが、特別に保存しなければならないというものでなければ、基本的には解体・撤去で一連の土地として活用できるような整地ということの基本を考えたいと思っております。

齋藤副委員長

あそこはもと河川敷ですから松もあるんですね、敷地の中に。そういう樹木をどう残すかって、これはなかなか変に残すと使い道もなくなったりするのであれですが、どこを残すのかということもやっぱりこれはまた地元の人たちとも相談しながらですね、後の使い方によってはやっぱりあの山とか、そういうものは全部本来平らにしておいてもらった方がいいわけなんです。その辺の具体的に取り組む段階でぜひちょっとまた協議をしていただいて、意見を聞いてもらえればありがたいと思っておりますが、いつごろどんな形で取り組むのかちょっと時期はわかりますか。

佐藤管財課長

具体的なちょっと工程までは今の段階では正確にお答えできない部分があるかと思いますが、いずれにしても年度当初予算計上をされました後、造成業者さんというんでしょうか、解体業者さんの選定等、できるだけ早い時点で工事に着手する。それで、年度内にはすべて工事を完了する、いわゆる単年度の事業として行っていく予定でありますので、その点は市道の整備等々もあわせながら、そごのないように進めていきたいと思っております。先ほど委員の方からお話しご懸念がありましたような植栽等というんでしょうか、いずれにしても跡地利用をどうしていこうかということが、こ

の土地の大きな問題だと思っております。これも答弁の方でさせていただきましたように、市あるいは地元の方たちとも十分協議をしながら、有効な跡地利用に資するような方策というのを検討していかなければならないと思っておりますので、おっしゃるような詳細等々につきましてはどういうふうな現地を、あるいは、保存という、保存が必要かどうかちょっと今の段階で申し上げられませんが、そういうものについても十分協議をしてみたいと考えております。

(消防学校整備事業費について)

齋藤副委員長 わかりました。その点はひとつぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

次に総の44ページ、消防学校の整備事業費が盛っておりますが、前々からこの消防学校は老朽化したり狭隘だということで建てかえの話があったわけですが、今回計上してあるのはあくまで用地取得と設計ということですが、用地取得費はどのくらいの面積を必要としておられるのかをちょっとお聞かせ願ひします。

宮原消防防災課長 現在の消防学校の面積は1,500平米ぐらいでして、隣接の砂利採集場の土地を取得する予定でございまして、面積的には2,500平米程度となっております。

齋藤副委員長 2,500平米を買収という理解でいいですか。そうすると、合計4,000平米になるわけですか、その辺いかがですか。

宮原消防防災課長 済みません、単位が違っていました。現在の敷地は1万5,000で、隣接の2万5,000を買収、合計4万平米ということでございます。失礼しました。

齋藤副委員長 現地を見ればわかるわけですが、消防の施設とすれば緊急性を要する施設もあるわけですが、進入路が今の現状では非常に狭いということで、利用しにくいんじゃないかなと思うんですが、そういう道路の進入用の整備の関係はいかがですか。

宮原消防防災課長 現在の進入路につきましても入りやすいように工夫をいたします。河川の方から現在入れませんので、今回、拡幅する方からの進入、そして、現在の消防学校の東側から入る道路も入りやすいように整備に努めていきたいと思ひます。

齋藤副委員長 現地は河川敷、堤防の沿線なんですよ。災害があつては大変なことですが、しかしあそこは県内でも河川の水が出たときに非常に危険なところなんです。液状化もあると思うし、非常に危険な場所なんですよ。そういうものの安全性とか、それから、液状化を一番あの辺は心配するところなんです。そういう耐震性のそういうものも考慮しての結果ですか。その辺をちょっと教えてください。

宮原消防防災課長 委員御指摘のとおりあそこは液状化等の懸念がある土地でございまして、それにつきましては液状化対策ということで、工事を特にいたしまして、しっかりしたくいを地中深く打ったりして、液状化対策をしていく予定でござ

います。

齋藤副委員長　それから、西側の堤防ですね、西の方から入りたいということなんですが、あの道路は県道になっているんですか、堤防敷は。ちょっと教えてください。

宮原消防防災課長　確かではございませんが、河川敷ですので県道となっていないと思えますけれども、ちょっとはっきりいたしませんのでまた回答いたしたいと思えます。

齋藤副委員長　私はあそこは堤防敷ですから県道にはなっていないと思うんですよ。県道になっていないところを公式な公共施設をつくって進入するにつけて、果たして適正な道路として整備できるかどうかということの心配がありますが、それいかがですか。

宮原消防防災課長　今度の拡幅で河川敷まで全体で4万平米ということに広がるわけですが、今の買収した土地から河川敷の道路につながる出入り口、これにつきましては整備していく予定でございます。それと西側からも入れるように考えております。

齋藤副委員長　そうすると、進入路の正式な入り口というのはどちらを予定しているんですか。

宮原消防防災課長　基本的には現在のある消防学校の東側ですね、そっちからの進入路が通常出入りすることを考えています。それで、西側の河川敷からも入れるような出入り口を設けていく予定でございます。

齋藤副委員長　東側からの進入路も非常に狭いんですよ。私は消防学校ですから、いろんな緊急資材の備蓄とか、あるいは、いろんなものを備えるところが消防学校の今回整備する施設だと思うんですよ。そうすると、やっぱり緊急に使うには道路の整備というものは緊急時に一番大事なものなんですよ。生活道路にもなっておりますから、緊急時に果たして優先的にあの道路が使えるかどうかという心配もあります。それから、西側の堤防、これはやっぱり国交省のものでありますから、その堤防敷も今は道路としてやっぱり利用させてもらっているけど、狭いんですよ、1台通ればいっぱいというような状況なんですよ。だから、消防学校として果たして道路の整備が可能かどうかということの心配もありますが、その辺の考え方ちょっともう一度伺います。

宮原消防防災課長　確かに現在、進入するところは市の東側から北側と南側に幅員が4メートルぐらいの市道がございます。そして、現在の敷地と今度買収する間にも市道が通っております。市道につきましては市といろいろ協議を現在しておりますので、その中で緊急時に支障が出ないようなものの対応を市と協議をしていきたいと思っております。そして、河川の方から入る出入り口につきましては敷地内への出入り口は整理するわけですが、土手の道路ということですので、そこを緊急時に、通常はともかく緊急時ですね、緊急車両等が出入りしやすいように関係機関等と協議をしていくつもりでございます。

齋藤副委員長　もちろん整備するからにはきちんとしたものをつくらなければならないわけですが、いずれにしても国交省の関係の管理道路でもありますので、その辺の利用の仕方をしっかり協議して、災害時に通れるだけの道路を確保で

きるかということの確認、それから、東側の現状入っている道路、これは中央市の市道として利用しているものですが、果たしてどれだけの拡張ができるのかと。支障のないような道路整備ができるのかどうかということも、先に確認していただいてですね、しっかりそういうものの裏づけがとれた時点で、用地取得とか、設計とか、そういうものに入った方が私はいいんじゃないかなと思いますので、その辺のお答えをちょっともう一度伺います。

宮原消防防災課長 委員の指摘を踏まえまして、来年度用地取得、実施設計に入らせていただきたいと思います。実施設計に当たりましては、今、委員指摘のとおり出入口等々使い勝手のいいように工夫していきたいと思っております。

齋藤副委員長 ぜひひとつせっかくつくるものですから、利用しやすく、機能しやすく、きちんとした施設をつくってほしいということをお願いして終わります。

(休 憩)

(地方税延滞整理推進機構事業費について)

久保田委員 総の20ですか。戻って申しわけないんですけど、地方税延滞整理推進機構事業費、それについてなんですけど、たしか去年の決算委員会で徴収率が山梨県が最下位ということを知りましたが、23年度はまだ事業年度終わっていませんので結果はわかってないと思うんですが、上期でわかる範囲で教えていただきたいと思っております。もう一つ、24年度、どのような指導、あるいは、計画等ありましたら伺いをします。

上小澤税務課長 県税の徴収率ということでございますが、委員御指摘のとおり23年度につきましてはまだ中途ということで結果が出てございません。結果が7月ぐらいのときにできるかと思っております。現時点ですと実感的な報告でございますが、昨年度より若干上回っているような状況でございます。

2点目の地方税徴収対策についてでございますが、県税の収入未済額が約36億8,000万円ございまして、前年に比べて3億5,000万円、平成22年度でございますが率にしまして3.6%減少したところでございますが、依然として全国から見たら高い水準にございます。特に市町村に賦課徴収をお願いしている個人県民税につきましては、収入未済額の割合が67.6%となってかなり過大となっております。そうしたことによりまして、今後は県と市町村と連携をしまして、今やっています地方税滞納整理推進機構を引き続き継続するとともに、今後は地方税法第48条という形で個人県民税の直接徴収ということで、県が直接徴収するような形の制度を今後考えていきたいと思っております。

久保田委員 ぜひともまじめに払っている人もいる中で、税金を払わないということですから、徴収には全力を挙げていただきたいなと思っております。よろしく願います。

(原子力災害対策事業費について)

久保田委員 総の41 新の原子力災害対策事業費につきまして、ちょっと内容を教えていただきたいと思っております。

宮原消防防災課長 原子力災害対策費につきましては、今回の福島第一発電所の事故により

まして、本県でも最も近い浜岡から県境まで70キロということですので、新たに防災計画の中に原子力対策の節を設けまして、新たに記述を加えたところがございます。それで、来年度予算では原子力アドバイザーの委嘱等にかかわる経費ということで、原子力に関する専門家に助言等を求めまして、今後の原子力に対する手順とか、基準づくりを着手していきたい。あと一般の県民に対します啓発を行うパンフレットの作成とか、消防職員あるいは市町村の防災担当者の研修による経費等を計上させていただいております。

久保田委員 予算が130万円ということで、県民全体へ示すということですが、このパンフレットは何枚ぐらいつくる予定なんですか。

宮原消防防災課長 パンフレットにつきましては、市町村配布、あるいは、県の県民センターに置いたりですね、出張講座とか説明に行くときに用いるように全部で3,000部程度を予定しております。

久保田委員 3,000部なんていうととても足りないんじゃないかなと私は思うんですけど、いろいろ計画して県民に知らせるんですが、とてもとても、今、福島原発の事故はごらんのとおり相当の被害が出ていますけど、もし浜岡が事故を起こして、放射能が仮に出て山梨県へ来たとすると、住めなくなる、あるいは、農産物のダメージということで、もう3,000枚ばかりで皆さんに知らせることが可能ですかね。

宮原消防防災課長 当面3,000部用意いたしますけれども、当然必要に応じて印刷をふやしてあらゆる機会に県民に対して啓発をしていきたいと思っております。

久保田委員 あしたでも起こる可能性もあるわけですけど、地震がもし起きても山梨県では津波の心配はありませんけれども、最悪の事態が起きた場合、それに対してこのぐらいの規模で県民に知らせることであれば、大変なことじゃないかなと思うんですけど、それはそれとして、ぜひとももう少し予算を持って全県民に知らしてほしいなと思います。

また、原子力をとめるのが一番ですけど、やはり電気料等の問題もありますから、今すぐとめるわけにはいきませんが、いずれにしてもとめる方向で進んでほしいなと思うんですけど、それはどのように考えていますか。

宮原消防防災課長 原子力発電につきましては、現在は2つの原子力発電所以外は皆停止しているという状況でございます。原子力発電につきましては国のエネルギー政策等で考えていくべきものと思っておりますので、それに対する備えは、今回、防災計画の中でも予防対策と事があった場合の応急具体策を盛り込んでおりますので、それによる事業を着実に進行してそれに備えたいと思っております。

久保田委員 甘過ぎるんじゃないかなと私は思うんですよ。これ以上言っても話にならないと思いますからやめますけど、いずれにしてももう少し、真剣という言葉は悪いですが、しっかり防災対策をうんと進めていただきたないと思います。以上です。

(消防防災航空基地機能強化事業費について)

久保田委員 次は総の43消防防災航空基地機能強化の事業についてですけど、ちょっ

と説明をもう一度お願いしたいんですが。

宮原消防防災課長 航空基地の機能強化でございますが、これは昨年度末懇話会から提言をいただきまして、その提言に基づきまして日本航空学園敷地内に整備するという方針のもとに、航空学園の基礎調査を昨年度実施したところでございます。それでおおむね合意が得られましたので、来年度、基本設計等に入っていきたいと思っております。これにより自前の航空基地を整備して、大規模災害等の応援受援体制を確立して、適切な防災体制につなげていきたいと考えております。

久保田委員 懇話会のメンバーというのはだれなんですか、教えてください。

宮原消防防災課長 座長は山梨大学の鈴木教授に務めていただきまして、その他の委員につきましてはちょっと手元にございませんで申しわけございません。

久保田委員 この懇話会は地域をよく知っている人が入っているんですかね、わかりませんか。名前は結構ですから甲斐市の職員が入っているとか、地域のことがよくわかっている人が懇話会に入っているかどうかを聞きたいんです。

宮原消防防災課長 済みません、手元にございませんですが、地元というか、消防を管轄する甲府の消防長はメンバーに入っております。

久保田委員 懇話会で話し合いの結果、航空学園の敷地内というんですけど、甲斐市の洪水ハザードマップによると、そこは浸水の想定区域となっております、その中で何で決めたんですかね。

宮原消防防災課長 この地域は、甲斐市が出しておりますハザードマップによりますと、百年に一度の洪水、日量で315ミリ以上の豪雨があった場合、そして、釜無と塩川の合流地点の堤防が決壊したときに浸水するということが言われております。それで、航空基地を整備するに当たりましては早急に着手する必要があるということで、現在、防災への離発着をしている日本航空学園に整備する方が、早期に整備できるという懇話会の提言を受けまして、このハザードマップの浸水域の浅いところを対象に、今、申しました百年に一度の洪水に耐え得るようにかさ上げをいたしまして、洪水が起こったとしても対応できるような基地にしていくという計画を考えております。

久保田委員 百年に一度という言葉が出ますけど、今、地震も百年に一度と言いますが、きょうの新聞にも出ていたように、ここ数年で震度7以上が来ることですから、百年ということは言わない方がいいと思うんですが、あそこは霞堤でたしか氾濫しますと、旧双葉町のあそこが、多分、排水というか、水がたまるんじゃないかなというところだと思いますよ。そういうところを考えるとそれなりの堤防をつくって、ここに地下タンクも埋めるそうなんですけど、相当の高さのところにつくっていくべきだと思います。また、他県から20機ぐらい来るといっていますが、浸水してしまえばヘリコプターがおりられませんし、そういうときはどうするんですか。

宮原消防防災課長 甲斐市が示しているハザードマップを参照いたしまして、その浸水域が3つに分かれておりまして、浅いところで0.5メートル、50センチ未満の

領域と、その50センチ～2メートルまでの浸水域、あるいは、2メートル～5メートルの浸水域と細かくハザードマップは書いております。そして、現在想定している航空基地につきましては、その50センチ～2メートルの領域内に建設しようとしておまして、その洪水にも耐え得るよう2メートル以上のかさ上げを行って基地を整備する。そして、整備した基地の中に受援機の10機がとまれるようなスペースを確保するということを想定しております。

久保田委員 洪水が来ないことを祈っているんですけど、やはりもう少し真剣に、土地の取得が手っ取り早かったから使うのかもしれないけれども、もう少し違う高台に考えたほうがよかったんじゃないかなと思うんですが、そういう意見は出てなかったですか。

宮原消防防災課長 提言の中ではいろいろ幾つかの候補地が挙がったわけですが、現在運航している日本航空学園の場所が住民の理解が得やすいということで早期に整備するにはここというものが主な原因で、この場所に建設を進めていくという方針を出したところでございます。

久保田委員 航空学園の敷地内につくるといろいろ設備等も整備してありますのでそれは確かにいいんですが、やはりここに決める前にもう少し検討を重ねて、何も航空学校じゃなくても構わないと思うんですけどね、たしか会社はジャネットですか、ジャネットじゃなくてもよその高台の方へ行って新たな会社を見つけてもいいんじゃないですかね、その点はどうなんですか。

宮原消防防災課長 やはり大規模災害に備えるという意味では、1年でも早く早期に整備する必要があるということで、ほかの候補地に比較してこの、現在、防災ヘリ、あるいは、山日YBSヘリとか離発着している日本航空学園の敷地が最適ということで、交渉を進めてきたところでございます。

久保田委員 一応いろいろ言いましたけど、もうそこが決定ということで仕方ありませんので、それなりの浸水等があっても大丈夫な設備をつくっていただきたいとお願いして終わります。

(研修管理費)

樋口委員 1点だけお聞きします。総の7、研修管理費についてさっき御説明いただきましたが、3,000万円の予算ですが、何人ぐらいの規模なんですか。

原間総務部次長 研修管理費3,000万円の内訳でございますけれども、済みません、人数は特段ここでは明確にはちょっとお答えができないんですが、内訳としましては研修所におきます階層別の研修でございますとか、年齢別の研修でございますとか、能力開発研修等々を盛り込んだ結果といたしまして3,000万円という金額になっております。

樋口委員 すべての部署でそれぞれの、何と申しましょうか、公務員としてのキャリア研修という、すべての部署というか、公務員としての、例えば警察官としての、教員としてのという、そういう意味での研修ということですか、ここで言う研修とは。

- 原間総務部次長 委員御指摘のようないわゆる研修というのは、階層別研修という呼び方で呼ばせていただいておりますが、そういったものに加えて職員に必要とされます能力・技術・知識などの習得を支援するような、例えば能力開発研修といったような内容でございます。
- 樋口委員 わかりました。今おっしゃった研修とは別に県政推進のための研修、部・課別の研修というのはそれぞれの部・課で所管しているという理解でいいんですか。
- 原間総務部次長 ここで予算づけをいたしました研修以外に部局別研修でございますとか、職場研修といった研修内容でそれぞれの部門、あるいは、所属の方で実施をされております。
- 樋口委員 総務部人事課としてはそういった県政推進の部・課別の研修、能力取得のそういったことについては特に管理といいますか、関与はされていないということですか。
- 原間総務部次長 知事部局の中に職員研修会議という会議が設置をされております。その中で各部の研修体系等を報告、あるいは、実績報告等もいただくとともに、内容をお互いに周知する、承知をする中で相互に必要な研修があるのであれば、そちらに参加をするということもいたしております。
- 樋口委員 例えばこういう仕事があって民間に少し行って勉強してくるとか、あるいは、先進国、先進地へ行って勉強してくるとか、例えば日本のスイスなんて最近よく言っていますけれども、観光部に聞くとだれもスイスへなんか研修行ってないと。個人的にあるいはそのほかの事業にしても、暮らしやすさ日本一を進める事業それぞれに、そういうところへ行って勉強してきたらいいのにな、そして山梨県で広めたらいいのになと思うことが幾つかありまして、そういったことについては総務部人事課、あるいは、今おっしゃったところがそういうことまで所管をするんです、かかわるんですか。
- 原間総務部次長 例えば民間企業研修という形でJTBに研修という形で派遣をいたしておりますし、それから、海外派遣研修ということで短期ではございますけれども、一定の予算枠を組みまして毎年取り組みはいたしております。また、各部局におきまして例えば農政部におきましてはフランスの方へワインの大学でしょうか、事業として予算を組んで派遣をするといったようなこともいたしております。
- 樋口委員 原間次長のところに今どういう研修をどういうふうにやっているようなことが、一覧というか、事業別というか、目的別というか、そういうのはもらえるんですか。
- 原間総務部次長 研修計画がございますので、そちらの方は御提供できると思っております。
- 樋口委員 今おっしゃったように、ワインやそれぞれ山梨ブランドもありますし、先ほど言いました観光の推進もありますし、産業も新エネルギーもいろいろな知識が必要だと思いますから、ぜひ、限られた財源ですけれども、研修制度あるということですからしっかり生かしていただきたいなと思っております。

けれども、どのような見解でしょうか。

原間総務部次長 委員御指摘のとおり経済・社会情勢も目まぐるしく変わる中で、行政ニーズも多様化をしているわけでございます。そういった多様なニーズにこたえられるよう、職員の能力の向上といった視点で、今後も研修の充実に努めてまいりたいと思っております。

(大学運営費について)

渡辺委員 県立大学について伺います。総の32ページ、大学運営費10億2,588万7,000円載っておりますけれども、これは大学運営費の中でどのくらいのウエートを占めているんですか。

大堀私学文書課長 今回の運営費でございますけれども、全国公立大学設置団体の話でございますか。

渡辺委員 大学運営費ってかなり大きなものだと思うんだけど、ここを出している県からの交付金が山梨県立大学の総事業費といえいいのかな、学校運営費のどのくらいの割合になっているのかなということです。

大堀私学文書課長 大変失礼しました。総事業費で申し上げますと24年度は総支出額16億4,000万円を県として見込んでございまして、そのうち県から交付する金額がここにございます10億2,500万円ということでございます。

渡辺委員 総事業費が16億円のうちの10億円が県から行っている、あと6億円は別からいろいろと来るんですね。そうすると、県のウエートというかね、非常に大きいものかなと思うわけですがけれども、実は1月でしたか、総務委員会で県立大学の現地調査に行った経緯があるわけです。それで、そのときの中で建学の教育理念とかいろんな話が出た中で、知事が思っているような教育行政を推進しているかどうかというところから話が進んでまいりました。というのは、今ここに看護学部がありますよね。看護学生何人ぐらいいるんですか。

大堀私学文書課長 入学定員100人でございますので、在籍からいくと4学年400人でございます。

渡辺委員 全部で400人で、ことしの卒業生はどのくらいですか。

大堀私学文書課長 平成17年に開学しまして、ことし3度目の卒業でございますけれども、定員どおりでございます。入学定員の人数が卒業すると。

渡辺委員 数を聞いているんだけどさ、ことしの卒業生は何人ですか。

大堀私学文書課長 正確に申し上げますと、まだ卒業試験の結果がでておりませんが、入学定員分がそのまま卒業というふうに考えてございますが、おおむね。

渡辺委員 まだ卒業していませんからといっても、数は出てくるはずなんですけど、じゃ、そこで看護学生に絞って伺いますけれども、県内へ看護師として就職する数はどのくらいですか。パーセントも含めてちょっとお願いします。

大堀私学文書課長 看護学部、済みません、22年度ということでもよろしいですか。直近の22年度ということで、御説明をさせていただきたいと思いますが、看護学部で県内就職は99名の卒業の中で42名、県外が57名ということでございますので、県内が42.4%の割合ということになってございます。

渡辺委員 42%ということですか。パーセントに限って言えば知事の目指すというか、教育の成果として県内へ就職する看護師のパーセントは目標はどこなんですか、何%ですか。

大堀私学文書課長 県立大学中期計画というものを定めてございまして、この中で半数、50%は県内就職ということを目指してございます。

渡辺委員 そこが非常に大事なところなんで、建学以来何回か卒業生を送り出しているわけけれども、1回も到達してないでしょう、どうですか。

大堀私学文書課長 そうです。過去、22年度が申し上げたように42%、それから、21年度にさかのぼりますけれども、45%、20年度で43%という形ございまして、5割を超えたことはございません。

渡辺委員 県費をこれだけ投入して県内の医療に携わってもらいたい、しなきゃならないという思いの中でのこの大学の動向というかね、あってスタートしたなと思うわけですがけれども、この間、話をさっきに戻しますけれども、総務委員会で現地調査をした。学長がそこに座ってですね、何でもお聞きくださいと、このような対応で委員会が始まったわけですがけれども、委員会の委員の質問に対して座って答えたところを委員長が注意して、以後、立って答えた。雰囲気として非常にこれが山梨県の教育界のトップにある人の態度かなと。非常にそういう意味では「いかなものかな」というような思いを抱いた中で進んでいったんですけれども、県内の学生の未来、山梨県のために頑張ってもらいたいという思いがこの学校の建学精神の中にあるわけなんです、学長は県内へ就職する率が低いことに対して、質問に対して受け入れる医療機関の体制がほかの県と比べて悪いから、だから、就職率が低いんだと、こういうような答え方をしたんですよ。課長はどう思いますか。

大堀私学文書課長 済みません、いろいろ大学としてもですね、県立中央病院と連絡協議を重ねたりとか、テーマの実習で申し上げますと、かなり4年間の中で看護の方は実習に出る場面が多くて、その実習先に就職するという方が多くいます。そういう中で県内で実習の機会をふやすとかいろんな工夫をされていると思います。その中でいろいろ、多分、議員さんに御不快を与えたことはですね、苦労があるということが多分知っていただきたくて申し上げたかもしれませんが、大学とすればそれぞれにそれなりに幾つかの努力を重ねていると承知をいただければと思います。

渡辺委員 そんな学長を擁護する答えじゃだめよ、聞いているわけじゃなくて「おかしいぞ」と言っているんだよ。だから、そういう答え方するととまっちゃうんだよな。大事なことは県費をこれだけ投入して育てた大事な大事な医療現場の、言ってみれば金の卵というかね、山梨を支えてくれるこういう人たちにより多く県内に残ってもらうというのが趣旨なんだ。それに沿った方向で

行ってもらわなければ県立大学としての意味がないわけで、そこなんですよ、問題は。今よそへ研修に行っちゃってね、帰ってこないという言い方しているけれども、山梨じゃ中央病院にしたり山梨大学医学部いろんな病院もあるでしょう。そこに対して失礼でしょう。だって、ほかがいいからほかへ行ってしまうという言い方をされたのでは、事実言っていたんですよ。あなたもそういう考えのようだけれども、違うの。

だから、そういうね、最後に何を言ったかというね、報告しておきますけれども、教育はやると。それはそれで結構です、当たり前だ。だけれども、就職率が悪いのは県だとか、そういうところが頑張らないからだと、こういうような言い方してたんですよ。ほかのスタッフはまたそれなりに頑張っている方もいらっしゃいましたけれども、学長がそういう考えじゃないですか。それで、この間、自民党県民クラブで会派も含めて周産期医療の現地調査に、浜松医大、浜松医大の周産期医療センターへ行ってきました。そこで浜松医科大学の医学部とか、そういうところの学生がかなり静岡県に残ってくれて、周産期医療に関しては医者が余っていますという、いわゆる山梨県よりちょっと人口が少なかったんですけれども、年間8,500人ぐらいですか、そこで出産業務をしている。まだ1,500人ぐらいは余裕がありますよという話なんです。そこは自分の県で浜松医科大学があってそこで教育している、そういう人たちをよそへ出すなんていうことはおかしいよというこの学長の考え方なんです。ここは全く県立大学の問題は私は同じ考えでなければおかしいなと思います。どうですか、それについて。

大堀私学文書課長 県立大学につきましても、当然、委員冒頭に御指摘いただきましたように、多大な交付金を県会計からつぎ込んでいるということもございますし、県民の師弟の育成という重大な任務を負ってございますので、おっしゃるとおり、今まで幾つかいろんな工夫をさせていただきましたけれども、今後とも一層工夫をさせていただけたらと思っております。今までは地元から高校生が入学して、その人たちが当然地元へ戻っていくというパターンが多いと思っていて、その辺は地域枠というものを設けて、これは文科省の方で5割までという上限がございますので、入学定員ですね、その最大限まで受け入れて、その方たちは地元へ戻るといような工夫もしてございますし、先ほどちょっと申し上げましたように、実習先も県内でもって引き受けると、あるいは、いろんな勤務条件等を明らかにして卒業後に県内の病院に入れ込んでもらうという工夫とか、そういったことで地元定着を図ってまいりましたので、一層その工夫をしていきたいと考えてございます。

渡辺委員 さっきから学長の教育方針が合わないよと、浜松医科大学周産期医療センターの院長さんの話はこうだよということなんです。じゃ、これは毎日新聞だ。3月7日というからきのうか、ここでとんでもないこと言っていますね。いろんなインタビューしている中で、県当局がいろんな政策の実現に全力を挙げているとはいえですよ、いわばビジョンを神棚に飾って手を合わせているだけだという発言が、ここに出ています。これが学長なんです。この現実を私は知ってもらいたいなと。こんなこと言われてね、何を言っているんだと。必死になって皆頑張っている、そうじゃないですか。こういうことを言えば個人の進退に関する問題を簡単に言うわけにいかないけれども、やはり県立大学の学長であるからには、そういう学生をしっかりと教育して、ここまで当たり前、しかも山梨のために当初の目標である50%以上ですか、県内就職していく、もらう、そのための努力をどうやってしていくのか、し

たのか、これはやっぱり大事な問題だと思いますよ。このことに関して総務部長にまとめてもらうか、これはね、お願いします。

田中総務部長

県において設置をしている大学であるわけでございます。今、委員から御指摘がございました看護学部につきましては、これは県内の医療界に対する人材の供給ということも、これは極めて重要な任務であると考えていますので、当初の目標をしっかりと達成できるように設置団体である県としてもしっかりと指導してまいりたいと考えております。

学長さんのその発言につきましては、どういう御真意で発言されたのかということにつきましては、私もちょっと今の時点ではよく承知しているわけではございませんが、県立大学というのは私ども設置団体として設定いたしました中期目標並びに大学が設定しました中期計画に沿って運営していただくべきものでございまして、そこは個人的な考え方で経営していくべきものではなくて、それはあくまでも設置団体として考え方に沿って運営していただくべきものであろうと考えておりますので、そういう方向でしっかりと県立大学を運営していただけるように、県としても注視して指導してまいりたいと考えております。

渡辺委員

今の言葉がどこから出たかということですが、これはお知らせしなければならぬと思いますが、リニアの問題だとか、産業振興ビジョンですか、それから、農業の六次産業化とかいろんなケースの課題があって質問に答えているんです。その中の最後の総括でいろんな政策を掲げて頑張っているようだけれども、何か神棚に祭っているようなもんだというコメントなんですよ。ここも私はおかしいなど。県の最高の大学の教育者だからもう少し夢のある話だとかね、いろんなことをしてもらえればなと思うんですけれども、そういうことを承知してもらいたいと思います。それを踏まえた上で対応してください。

田中総務部長

はい。

河西委員長

総務部長、この7日付のこのインタビューは承知していますか。

田中総務部長

はい。承知しています。

齋藤副委員長

今、渡辺委員さんがいろいろ質問したけど、私どもにとってみると施設設置者は県ですから、県の大学というのは県政のために、県民のためにどうやって役立つかということをもっと先頭に持ってやってもらいたいと思うし、学長がこれだけの見識を持っていたならば、その見識を県のために生かしてもらおうということが本来学長の役目なんですよ。それを果たしてないということに対して我々は憤りを持っているということなんですよ。ですから、とにかく1つしかない県立大学の学長が県政に対する批判をしたりとか、いろんな注文をつけたりということではなくして、みずから乗り出してこうあるべきだということに対して努力しなければだめなんです。その努力の結果が全然見えてないというところに問題があるんですよ。だから、これは県としてしっかりですね、学長に申し出を、意見があったということをしっかり伝えてですね、思い直してやってもらわなければ、学長としての資格がないということですから、私どもはあと考えていかなければならぬと思っております。それに対してちょっと一言。

田中総務部長 本日の委員会の御指摘につきましては、しっかりと県立大学の学長に伝達をさせていただきたいと思っております。また、先ほどの繰り返しになりますが、県立大学の目標に対するパフォーマンスにつきましても、しっかり当初の目標を達成していただけるように県としても引き続きしっかり指導してまいりたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第33号 平成24年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

質疑

(市町村振興資金貸付金について)

久保田委員 土地開発公社経営健全化資金につきまして、少し説明を聞いたんですが、もう少し詳しく説明をお願いします。

伊藤市町村課長 現在、市の財政運営上、合併以前にありました7市につきましては、土地開発公社を運営しておりまして、それが市の財政健全化に一部負担となっているものでございます。このため市長会からの要望を受けまして、今回、5億円ほどを設置したものでございます。

久保田委員 経営健全化を図るためにも、補助金を出して健全化するのではなく、健全化のために具体的な内容に使われると思うんですけど、その内容等はもう少し詳しく教えてください。

伊藤市町村課長 土地開発公社の長期保有土地につきまして、これは土地開発公社の経営の足を引っ張っている状況でございます。この部分につきましては市町村の財政数値の中で将来負担比率のところに負債として入ってくる分でございますので、市町村が財政の健全化に向けて足かせになっているものもございまして、その部分について市町村が土地開発公社から土地を再取得する場合に、財源として貸しつけを行うものでございます。

久保田委員 景気のいいときにはこういうことはなかったと思うんですけど、やはり公が土地を保有するとか、そういうことはあんまり芳しくないんじゃないかなと思います。そういうものは、何ですか、市として販売というんですか、売れないんですか。

伊藤市町村課長 土地開発公社は、当然、財政健全化に向けて負債を減らすという観点で、例えば住宅用地でございすれば販売に向けた努力をしております。また、市の方で先行取得を依頼しているようなものにつきましては、当然、市の方から買い戻すというような努力をいたしまして、市の土地開発公社の財政健全化に向けて努力をしているところでございます。

久保田委員 　　いずれにしてもいろいろ公のところはどんどんこういうことは手放しております。こういう負債のかかるようなことをしないように指導してほしいなと思います。

討論 　　　　　なし

採決 　　　　　全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第34号 　　平成24年度山梨県県税証紙特別会計予算

質疑 　　　　　なし

討論 　　　　　なし

採決 　　　　　全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第35号 　　平成24年度山梨県集中管理特別会計予算

質疑 　　　　　なし

討論 　　　　　なし

採決 　　　　　全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第39号 　　平成24年度山梨県公債管理特別会計予算

質疑 　　　　　なし

討論 　　　　　なし

採決 　　　　　全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※第2号 　　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例制定の件

質疑 　　　　　なし

討論 　　　　　なし

採決 　　　　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第5号 　　山梨県情報公開条例及び山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第7号 山梨県職員定数条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第8号 山梨県職員給与条例及び山梨県警察職員給与条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第9号 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第10号 山梨県手数料条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし
採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第13号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし
討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第43号 全国自治宝くじ事務協議会規約中変更の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※ 請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の1

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※ 請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を
求めることについての請願事項の1及び2

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※ 請願第23-14号 「浜岡原発」の永久停止・廃炉を求める意見書採択を求めること
について

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※ 請願第23-15号 浜岡原子力発電所を永久停止(廃炉)にすることを求めること
について

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※ 請願第23-16号 山梨県議会議員の海外研修制度の廃止を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※ 所管事項

質疑

(県債残高の削減の状況について)

森屋委員

済みません、お疲れのところちょっとお時間をいただいて質問したいと思います。ちょっと中途半端なところのお話ですので、予算のところと、そして、所管のところをまたいだような形であえて所管のところできせていただきます。

まず、唐突ですけれども、総務部長にちょっと感想をいただきたいと思います。それは先日来の24年度の予算説明及び本日の一番頭のところでお話をいただきました平成24年度の当初予算に対する考え方というのはいただきました。私が聞きたいのは、その中で県債残高のまとめをいただいているわけですけれども、総務部長は昨年まで東京の方においでになって、国全体の地方財政計画という大きなくくりの中で地方を見てきていただいたわけですが、昨年4月から山梨県の地方団体においでをいただいて、現実的な実情といたしますかを見ていただいたと思います。そこで私たちがいただいておりますこの当初予算編成の基本的な考え方の中に、5ページに県債残高の推移ということで、この10年間余りの流れというものをあらわして報告をいただいているわけですけれども、これを見て率直な御感想をいただきたいと思います。

田中総務部長

県債残高の削減の状況についての感想というお尋ねでございますが、横内県政のもとで着実に県政1期目から県債削減を続けているわけでございますが、御案内のとおり実質公債比率については本県においては依然上がっていく状況でございます。これは平成28年度において17%台の半ばまで上がることが見込まれるわけですが、こういう県債残高削減の取り組みがきいてきて、中長期的には減少させていくことができるという見込みになっておりますので、県債削減に取り組んできたこの5年間の効果というのは、着実に出ていっているのではないかなと考えております。

森屋委員

済みません、唐突な御質問で。実は県は平成19年12月に第1次横内県政になって行動計画を立てられたときにあわせて、県政の行政改革大綱というのを定められて、この4年間進められてきたんですね。それを昨日久しぶりにインターネットで出してみまして見ました。その中で4年間の県債残高の削減計画を立てたわけですけれども、今、部長がおっしゃったように、そのときに平成19年に立てた削減計画以上に努力をして削減をしてきた。

県全体のですね、県政全体、行政全体のその努力は、私、大変なものがあった。こういう言い方はおかしいかもしれませんが、地方は頑張っているという御理解をいただきたいなと思います。

そこで、これは答えようのない問いなんですけれども、片や臨時財政対策債が大変な残高になっている。これは先ほど齋藤委員のお話でもありましたけれども、私たちがどうにかできる問題でもありませんし、ただ、私は実は4年前のこの総務委員会でこの時期に話させていただいたような記憶もありますけれども、ただ、私たち自身は地方財政といえども、そういう状況下の中で組み立てているんだという現実だけは常に認識していかないと、これは交付税として当然もらえるものなんだから、当たり前だということではやっぱりないんだろうなと思います。というのは、私たち自身も山梨県民であると同時に日本国民でありますから、日本国としての借金は、たしかこの臨時財政対策債というのが最初にあらわれてきたのは平成13年、そのときの記憶がありますけれども、たしか山梨県は130億円ぐらいそのときに臨財債を積んで、これは3年間ですよ。3年間の限定だけれども、本来、国からいただけるものをくれないから、あるいは、足りないから地方が起債をして、それを肩がわりに借金をしといてくださいと、たしか3年間のものだったと記憶しておりますけれども、それが延びて、延びて、延ばして、延ばして、法律が変わって、変わって、ここまで来てしまったということだと思っ

うんですね。これは国でなければ私たちの地方の交付税に財源確保、税源確保というのはできないわけですが、私たちとして何としようもないことですが、やはり県としても知事から常にこれは明らかに不健全というか、健全な状況ではないと思います。ぜひ国に対して常にこの辺は改革をせよと、真に交付税としていただくものをしっかりとさせていただいて、地方に配分をしてもらいたいということは、常に行政サイドとしても国に対して訴えていただきたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

尾崎財政課長

臨時財政対策債についてでございます。委員御指摘のとおり臨時財政対策債につきましても問題意識を持って注視をしております。臨時財政対策債は100%本年度から実質交付税で保全化されるものではございます。また、その発行額については地方公共団体でコントロールができない部分でございまして、いかんともしがたいという部分はございますが、しかし国・地方通じての財源不足をあらわしているものでございまして、この部分については非常に問題意識を持っております。また、県といたしましても県債等残高の臨財債まで含めたところでは、そこがどうしても臨財債の部分が増加していく部分がありますので問題意識を持っております。

具体的にはやはり国の方で今取り組んでおりますのは、財政力が弱いところに配慮した形でまずその配分の方法を移行しているところでございます。先ほど予算の中でも少し触れさせていただきましたが、23年度、24年度と方式が改善されておりますが、まだその移行の途中でございまして、25年度に完全に移行するということですので、それが着実に実施されるようにしたいと考えております。また、大前提といたしまして臨財債の発行額の総額を抑制をしていただきたいと、しっかり声を上げていかなければならないところだと思っております。

森屋委員

ぜひお願いをしたいと思っております。それで、先ほど予算のところでも課長のお話がありましたように、要するに山梨県は財政力が弱いということで、臨財

債ではなくて交付税として現物にしてもらえる部分のパーセンテージはふやしてくれるんだと。従来はたしか人口割りで来たわけですよ、この臨財債というのは。それをこの財政力の方の基準に合わせて配るような方向転換を、今、図っているということですね。それから、もう一つは先ほどおっしゃったように、これは法律的に言うと上限は決められないということではなくて、正式には上限はあるけれども、その上限いっぱいまで発行するかどうかは地方の意思に任せられているという1つの裏といたらおかしいけど、そうでしょう、決められないということじゃないでしょう。

尾崎財政課長

臨時財政対策債を発行できる裁量があるかということなんですが、個々の地方公共団体におきましては基本的には臨時財政対策債が割り当てられるときに、まず臨時財政対策債に配分されまして、その残額に交付税が配分されるものですから、その基金等の取り崩しでその交付税等臨時財政対策債の部分を補てんしない限りは、臨時財政債なくして予算を組むということにはなっておりません。したがって、臨時財政対策債は発行せざるを得ないというものでございまして、各地方公共団体とも同じ状況でございます。

森屋委員

そうですね、だから、せざるを得ないですから全国どこを見たってこの上限いっぱいまで、上限を低めて抑えているなんていうところは1つもないわけでしょう。だから、そういうものであるということだと思いますから、私たちとしては何としようもないところなんだけど、でも、このことはすごく大きな問題だから、県議会議員もやっぱり常に私たちの財政というか、組み立てはすごい危ういところの中に立っているということをお忘れずに、出る部分をこうやって見ていかないといけないなという気がします。

今回、こうやって皆さん方から予算編成の基本的考え方という資料を最初にいただきましたね、こうやってめくって行って5ページ見たら「おっ」と見て、黒い部分がちっちゃくて上の白い部分の臨財債の部分がこんなに来ているから、「えっ」ってびっくりして見たら基本的な単位が3,000億円から始まる場所だから「ああ、よかった、よかった」と思ったけどね、でも、今のままこの制度を続けていってしまったら、正直言ってゼロから単位が始まっていたとしても、こういうグラフの様相になるのも遠くないという、少し何かある意味怖い部分が非常にあります。ぜひ議会としてもこのことは議長を通して国へ対して積極的に不健全な状況、地方の財政が不健全にあるということをやっぱり訴えていかないといけないなと、きょうは議長来ていただいているので、そういうことも伝えていただきたいと思うけれども、行政としても知事を中心に知事会を通して、そういうことを訴えていただきたいなと思います。

(山梨県消防協会について)

森屋委員

もう一つ、山梨県消防協会のことについてちょっとお話をさせていただきたいと思います。これは先ほども大変な議論があって、全く皆さん方のおっしゃるとおりだと思います。意外という言い方失礼かもしれませんが、私たち県議会議員はそれぞれ地域の中に入って行って日々いろんな方々と会うわけですが、先ほど渡辺委員がおっしゃったように、県民の視線が非常にこの問題について厳しいです。すごく感じます、このことについてね。だから、そういう県民の多くの声がある中で、しっかりこのことの処理というのはしていかなければならない岐路にあるということはお互いに確認し合って、そして、先ほどの総務部長のお話もありましたように、この問題は司

法の手にゆだねるところに来ましたが、司法の手にゆだねるといっても、県としてできる調査、警察に対して協力すること、あるいは、今までのかかわってきた皆さん方に対する責任というものも明確にして、徹底的にこの際やっぱりやっていかなければいけないと思います。県政にとって今最も重要な課題であることは間違いないなと思いますので、ぜひしっかりお願いしたいと思います。

私は観点を変えてちょっと質問をさせていただきたいと思います。財団法人山梨県消防協会という組織で会長を知事が務めているということですが、この山梨県消防協会自体がある根拠法令は何ですか、お聞きいたします。

宮原消防防災課長 県の消防協会につきましては独立した財団法人でございまして、寄附行為で定まっております。それで、山梨県の場合につきましてはその寄附行為の中で会長を知事とするということで定まっております、設立当初から代々歴代の知事が会長を務めているということでございます。

森屋委員 これは消防協会の会員である消防団の皆さん方、あるいは、市町村がそれにかかわっているわけですが、この消防組織法というものを初めて読みました。消防組織法という法律があること自体も知りませんでしたので、これを読ませていただくと消防団というのはそもそも市町村の責務というか、第一義的な責任は市町村にある。もちろん県は広域的な役割としてそこに参画をして、消防学校であるとか、航空隊であるとか、そういうことを運営するという役割をこの消防組織法の中でうたっているわけですね。しかしながら、第一義的な責務というものは市町村にあるという考え方でよろしいのでしょうか。

宮原消防防災課長 委員御指摘のとおり、消防組織法第6条で市町村の消防に関する責任ということで条文ではっきりとうたっております。また9条は、市町村が消防事務を処理するために設けなければならないというものが、常備消防であります消防本部、消防署、それと並んで非常備消防、消防団を設置するという規定がございます。それに基づいて市町村が業務を行っているところでございます。

森屋委員 そうするとですね、財団法人を管轄するのは私学文書課ですかね、財団を認可するのは知事でしょう。知事が財団認可して、それを所管していくわけですが、その人自体がその財団法人の会長というか、理事長、今回の場合には会長をしているということに対しては問題はありませんか。

大堀私学文書課長 県の消防協会は旧民法に基づき設立されて、現行でいくと特例民法法人という位置づけにすぎないわけですが、委員御指摘のとおり、これは知事の認可により設立されたものでございます。旧民法におきましては代表者の職等につきましては特段の規定は設けられておりません。また、国の指導監督等におきましても、代表者という面につきましては特段の制限はないということでございます。

森屋委員 消防防災課長の話で、今回の問題が表面に出てきた一番のスタートは、この財団法人山梨県消防協会自体の公益法人化の作業の中で、このことが出てきたという御説明を従来受けてきたと思います。それから、本日の総務部長

の答弁をお聞きしていても、その答弁の裏に組織のあり方、あるいは、県から何がしかの人たちを派遣することに対しての見直しのことを発言されたように私は受けとめましたけれども、調べてみたら全都道府県に財団法人の何々消防協会というのがあるわけですね。その中で知事が直接その長をされている県は現在6県のみでした。あとの県はどういう方がやっているかという、それぞれの地域の消防団の団長さん、大体は県庁所在地みたいな一番人口の大きいところの消防団長さんがそのまま互選をされていて、その県の財団法人何々県の消防協会の会長になって、中には調べていったら県議会議員の方が会長さんという組織もありました。

そこで、現在6つの県で知事が消防協会の会長さんであるということですが、その中で2県、ちょっと県名を忘れてしまいましたが、今の公益法人改革をやはりやられている中で、知事が会長ではなくて、知事はその会長職からおりるという県が2つあったような記憶しておりますけれども、いかがでしょうか。

宮原消防防災課長 委員の御指摘のとおり、現在、知事が会長をやっているのは群馬、愛知、京都、岡山、高知、山梨の6府県ということでございますが、今回の公益法人の見直しの中で岡山県と高知県につきましては、25年4月から知事にかわって会長を消防団員とするということを聞いております。

森屋委員 ありがとうございます。当然、山梨県も公益法人改革の中で財団法人の山梨県消防協会の組織の中身を見直しをされていくと思っておりますけれども、このリミット、あるいは、直接これから今の問題として起きてきたこととは別に、財団法人山梨県消防協会の見直し、公益法人としてのあり方は、スケジュールはどのようになっていますか。

宮原消防防災課長 今回の公益法人の見直しにつきまして、20年からの話でタイムリミットは25年11月ということでございます。本県も公益法人改革で新しい法律のもとに法人改革ということで、今後のあり方を考えていたところでございますが、今回こういう問題が発覚したということでございます。これにつきましては、現在、内部的にも検討しております。また第三者委員会でも今後の県の消防協会のあり方を議論していただく中で、今後の方針を決めていきたいと思っております。

森屋委員 きょうは皆さん方からこの問題に対する答弁を聞いていて、かなり慎重に答弁されてきたなと感じました。それは先ほどの2,000万円の日本消防協会からの借入金について、仮にそれが返せない状態になったら県はどうするんだという話がありましたけれども、あくまでも協力というところで言葉を選んでいらっしやいましたね。そのように私も財団法人山梨県消防協会の会長を知事がおやりになっているというのは、構成員の1人としてそこに参画して互選されて知事が会長になっている。ただ、寄附行為の中には会長は知事が務めるって寄附行為にうたってありますけれども、そもそも論で行けば基本的には市町村に責務のある消防団の集合体の中に、広域的な行政を扱っている県として、一メンバーとしてそこに参画し、そして、その中で知事が選ばれてきたというふうに私は思います。

その中ですから、基本的には私も知事が協会の会長をやるべきではないという個人的な意見は持っていますけれども、ただし、それはその会自体が互選してだれを会長にしていくかということに対して、いろいろ意味で政治的

なものやいろんなものが介入すべきではない、あくまでもその人たちが決めるべきだと思いますけれども、しかし1つの大きな流れとしてこういう議論をするには、やはり財団法人の公益化に向けてのこのタイミングを逃してしまったら、このことを変えていくチャンスは訪れないだろうと思います。ぜひこの公益法人化への議論の中で、知事が一メンバーとしてかかわっている財団法人の会長を務める、なおかつ所管をして見ていかなければならない県の長として、そこに参画していくことがどうなのかということのを改めてここで議論をしていただきたい。私個人としては知事がやるべきではないと思いますけれども、いかがでしょうか。

宮原消防防災課長 今までの議論の中でやはり法的には消防というものは市町村の業務であり、消防団というものも市町村の固有業務でございます。そして、全国的に見ましても先ほどから申しておりますとおり、現在、6府県の会長が知事で、25年には4県となるということの状況、また、各県の消防協会の設立は戦後23年ごろになっておりますけれども、その時点で知事が会長になっていた県は12県ございまして、現在6県、そして、25年度4県という状況でございます。というようなことを含めまして、法的な位置づけとか、全国的な状況も見まして、見直していく必要があるかと思いますが、今回の問題が起こったことで消防協会の信頼が失墜しており、現在の会長は知事でございますので、知事といたしましても当面はこの事件の処理、あるいは、再発防止に万全を期していくということでございます。

森屋委員 未来の話をいたしましたけれども、それとは別にここまでの会長を知事がやってきたことは確かでありますから、ぜひ課長おっしゃっていただいたように、そのことに対して万全な処理を先頭切って務めていただきたい、それは確かだと思います。ぜひそのことをお願いをしたいと思います。

ほかにもですね、私学文書課長さん、ほかの県内の財団法人で知事が会長を務めているというか、理事長を務めている団体というのは幾つぐらいありますか。

大堀私学文書課長 現在6法人が該当しております。1つは財団法人山梨県環境整備事業団、それから、財団法人山梨県富士川地域地場産業振興センター、それから、財団法人山梨県郡内地域地場産業振興センター、それから、財団法人山梨県体育協会、社団法人やまなし観光推進機構、県消防協会という形で6つでございます。

森屋委員 その6団体のうち公益法人改革がもう既に終わったという団体はありますか。

大堀私学文書課長 審議会の答申を受けて認可処分待ちになっているところが財団法人山梨県体育協会であります。

森屋委員 先ほどから話は同じなんですけれども、私はやっぱり認識として今のこういう時代ですから、県と市町村と上下関係ではないわけですから、同じ構成メンバーとしてそこにかかわっていて、やっぱりその中で知事が選ばれていくということは、それはそれぞれの団体の皆さん方が決めていくことだと思っておりますけれども、しかしながら、こうした法人の公益化に向けての改革議論の中で知事がすることはどうなのかという、県庁組織としてのある意

味考え方というものを、それぞれの場面で議論をしていただいて、方向性をしっかり持っていただいて、これから改革議論を残りの5団体ですかね、5団体についてもそうした議論を庁内でもぜひ進めていただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

田中総務部長

県の幹部の公益法人に対するかかわりについてのお尋ねと理解いたしましたけれども、委員の御指摘も踏まえまして、今後、県の幹部がこういう公益法人の特定の職に就任するさまざまなケースがあると思いますが、真に必要なものに限定されるようにしっかり注視していきたいと思っております。

森屋委員

よろしく申し上げます。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・平成24年1月16日に実施した県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

総務委員長 河西 敏郎